

平成22年4月1日

保健福祉局長決定

## 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護基盤の整備及び円滑な開設を支援するため、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人又は診療所、病院の開設者（以下「法人等」という。）が、本市域内において実施する次条第2項に規定する介護福祉施設の整備に伴う施設開設準備事業又は定期借地権設定事業（以下「事業」という。ただし、次条第2項を除く。）において、第3条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義を以下の各項のとおり定める。

2 介護福祉施設 次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び併設されているショートステイ用居室
- (2) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業（老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (3) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第10条の4第1項第5号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (4) 老人福祉法第5条の2第7項に規定する複合型サービス福祉事業（老人福祉法第10条の4第1項第6号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (5) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (6) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（ケアハウス）。ただし、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。
- (7) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (8) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院。ただし、介護療養型医療施設及び介護療養型介護老人保健施設から転換するものに限る。
- (9) 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設

3 基金等 京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金及び地域介護・福祉空間整

備推進交付金をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費は、事業に必要な次の各号に掲げる経費（基金等の交付対象となる経費に限る。）とする。

- (1) 開設準備経費 介護福祉施設の開設前6箇月間の需用費，使用料及び賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費及び委託料。ただし，地方公務員法第4条第1項に規定する職員の給与を除く。
- (2) 定期借地権設定に基づく一時金 施設整備の用地確保のために設定する定期借地権（設定期間が50年以上のものに限る。）に基づき授受される一時金（借地代の前払いの性格を有するものに限る。）

(補助基準額)

第4条 補助基準額は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する経費のうち，第2条第2項第1号から第7号までに掲げる施設にあつては，定員（小規模多機能型居宅介護事業又は複合型サービス福祉事業を行う施設にあつては，宿泊サービスの利用定員）1人当たり839千円を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第1号に規定する経費のうち，第2条第2項第8号に掲げる施設にあつては，定員1人当たり219千円とする。
- (3) 前条第1号に規定する経費のうち，第2条第2項第9号に掲げる施設にあつては，1施設当たり14,000千円とする。
- (4) 前条第2号に規定する経費にあつては，施設整備の用地面積に国税局長が定める路線価の2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する経費にあつては，前条第1号から第3号までに規定する補助基準額と比較して，少ない方の額とする。
  - (2) 第3条第2号に規定する経費にあつては，前条第4号に規定する補助基準額と比較して，少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 前項で算出した補助金の額が基金等の交付決定額を上回る場合は，基金等の交付決定額を限度とする。
- 3 第1項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（第2号様式）
- (2) 建物の位置図，配置図，平面図
- (3) 第3条の補助対象経費の算定根拠となる資料（第2号に規定する経費にあつては，定期借地権設定に基づく一時金の額を証する資料，路線価額算定資料（税理士等が作成したものに限る。），土地登記簿謄本，地積測量図及び公図等
- (4) 収支予算書
- (5) 法人の定款，寄付行為又は約款（ただし，申請者が個人事業主である場合を除く。）
- (6) その他参考となる書類

2 前項の規定にかかわらず，市長が特に必要と認める場合に限り，事業を行う法人等は交付決定前着手届（第3号様式）により市長に届け出たうえで，次条による決定前に事業に着手することができる。この場合において，条例第9条の規定による申請は，前項に規定された申請書及び添付書類により，市長が別に指示する日までに行わなければならない。

3 事業を行う法人等は，補助金の交付の申請をするに当たって，当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては，この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は，条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し，補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し，文書（第4号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付を受ける場合には，次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出について証拠書類を整理し，当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業の完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図らなければならない。

- (3) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分に係る市長の承認の申請は、「京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金変更承認申請書（第5号様式）」によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業に変更がなくかつ以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更
- (2) 補助基準額の変更に伴う交付予定額の変更

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日から60日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 事業報告（第7号様式）
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図
- (3) 第3条の補助対象経費の算定根拠となる資料（第2号に規定する経費にあつては、定期借地権設定に係る契約書、路線価額算定資料（税理士等が作成したものに限る。）、土地登記簿謄本、地積測量図及び公図等）
- (4) 補助対象経費に係る請求書及び納品書
- (5) 収支決算書
- (6) その他参考となる書類

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項に基づく事前着手を届け出た法人等が、第7条に基づく市長の通知日以前に事業を完了した場合は、当該通知後60日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに前項に規定された報告書及び添付書類により、条例第18条の規定による実績報告を行わなければならない。

3 事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第11条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから30日以内に行い、その旨を文書（第8号様式）により申請者に通知する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付申請のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

(経過措置)

4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧補助金要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧補助金要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
- 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は、平成26年9月30日限り、その効力を失う。
  - 3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。
- （経過措置）
- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
  - 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。
  - 3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。
- （経過措置）
- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
  - 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。

3 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。

3 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この改正後の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この改正後の京都市介護福祉施設開設準備経費補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以降に完了した事業に対する補助金について適用し、同日前に完了した事業に対する補助金については、なお従前の例による。



第2号様式（第6条関係）

事業計画

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 併設種別
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 定員・ユニット数
- (7) 施設の構造 \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_階建て
- (8) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (9) 延床面積 全体面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>, 補助対象種別延床面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (10) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収  
（敷地所有者名 \_\_\_\_\_）
- (11) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 \_\_\_\_\_年以上・その他）・買収  
（建物所有者名 \_\_\_\_\_）

2 資金計画

(1) 開設準備経費

ア 補助基準額 \_\_\_\_\_人・施設×\_\_\_\_\_千円=\_\_\_\_\_円

イ 補助対象経費

	経 費 内 容	単価等	所要額
6 箇月前			
5 箇月前			
4 箇月前			
3 箇月前			
2 箇月前			
1 箇月前			
合 計			

ウ 財源内訳

- (ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額) \_\_\_\_\_円
- (イ) 設置者負担金 \_\_\_\_\_円
- (内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円
- 借入金 \_\_\_\_\_円
- 寄付金 \_\_\_\_\_円
- (ウ) 合 計 \_\_\_\_\_円

(2) 定期借地一時金

ア 補助基準額

路線価額 \_\_\_\_\_円  $\times 1/2 \times$  敷地面積 \_\_\_\_\_  $m^2 =$  \_\_\_\_\_円

イ 定期借地一時金 (借地代の前払いの性格を有するものに限る。) \_\_\_\_\_円

ウ 財源内訳

- (ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額  $\times 1/2$ ) \_\_\_\_\_円
- (イ) 設置者負担金 \_\_\_\_\_円
- (内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円
- 借入金 \_\_\_\_\_円
- 寄付金 \_\_\_\_\_円
- (ウ) 合 計 \_\_\_\_\_円

3 その他参考事項

第3号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

年度京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付決定前着手届

上記事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に着手したいので京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 総事業費 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 終了予定年月日 年 月 日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと（ただし、第9条第2項に該当する場合を除く）。

第4号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付けで申請がありました京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金については、京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由 ）
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、要綱第6条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
  - (2) 要綱第6条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
  - (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
  - (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、及び器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。
- (8) 上記の各号のほか、この補助金は「要綱」に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (9) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条関係）

京都市介護福祉施設開設準経費等補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名  印  電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後



第7号様式（第10条関係）

事業報告

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 併設種別
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 定員・ユニット数
- (7) 施設の構造 \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_階建て
- (8) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (9) 延床面積 全体面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>, 補助対象種別延床面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (10) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収  
 (敷地所有者名 \_\_\_\_\_)
- (11) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 \_\_\_\_\_年以上・その他）・買収  
 (建物所有者名 \_\_\_\_\_)

2 資金計画

(1) 開設準備経費

ア 補助基準額 \_\_\_\_\_人・施設×\_\_\_\_\_千円=\_\_\_\_\_円

イ 補助対象経費

	経 費 内 容	単価等	所要額
6 箇月前			
5 箇月前			
4 箇月前			
3 箇月前			
2 箇月前			
1 箇月前			
合 計			

ウ 財源内訳

- (ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額) \_\_\_\_\_円
- (イ) 設置者負担金 \_\_\_\_\_円
- (内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円
- 借入金 \_\_\_\_\_円
- 寄付金 \_\_\_\_\_円
- (ウ) 合 計 \_\_\_\_\_円

(2) 定期借地一時金

ア 補助基準額

路線価額 \_\_\_\_\_円 × 1 / 2 × 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup> = \_\_\_\_\_円

イ 定期借地一時金 (借地代の前払いの性格を有するものに限る。) \_\_\_\_\_円

ウ 財源内訳

- (ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額 × 1 / 2) \_\_\_\_\_円
- (イ) 設置者負担金 \_\_\_\_\_円
- (内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円
- 借入金 \_\_\_\_\_円
- 寄付金 \_\_\_\_\_円
- (ウ) 合 計 \_\_\_\_\_円

3 その他参考事項

第8号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

法人等の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名

印

年度京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金に係る消費税及び  
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した上記補助事業に関する  
年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市介護福祉  
施設開設準備経費等補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

記

1 名称

2 所在地

3 補助金額(市長が確定通知書により通知した額)

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。